提出書類整理表

役務提供		確認	忍欄
提出書類	記載事項	市内	市外
ファイル	(桃色系)表紙・背表紙に業者名を記載		
① 提出書類整理表	提出書類の確認		
② 競争参加資格審査申請書【指定様式1】	新規・更新の区分 申請日 実印 使用印 フリガナ 希望業務		
	国税に未納がない証明		
③ 納税証明書(写) (未納がないことを証するもの)	都道府県税に未納がない証明		
	市税に未納がない証明		
④ 印鑑証明書(写)	原寸サイズ ☆A4サイズにコピーする時に拡大しない様注意		
⑤ 商業登記簿謄本(写)	法人のみ添付		
⑥ 財務諸表(写)	直前1年度分		
⑦ 誓約書【指定様式2】	本社(本店)について記載 実印使用		
⑧ 返信用封筒	長形3号 110円切手を貼付し宛先を記載したもの(持参、郵送に関わらず必要です)		

※1 証明書類 ③ ④ ⑤ は3箇月以内に発行されたもの

提出前にこの整理表にてチェックの上、①~⑦についてはファイルに綴じ込み、上記以外の書類は綴じないこと

⑧返信用封筒についてはファイルに綴じこまないこと。 持参の場合は外れないようにダブルクリップ等でファイルに挟み、郵送等の場合は同封してください。

問い合わせ先

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地(旧土地開発公社) 近江八幡市総合政策部魅力発信課 電 話 0748-36-5541(直通)

役務提供競争参加資格審查申請書

. ■新規

沂汀	Л	幡市長	様
ν	/ \	'III HI IX	1280

申請日 令和 年 月 日

近江八幡市発注の第17号 近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないことを誓約します。 また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することを誓約し、万一、虚偽記載またはそれに類する事項が認められた 場合には、競争参加資格の取消、指名停止等の措置を受けても異議ありません。

2. 申請者

(郵便番号) 〒

(フリガナ)

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

電 話 番 号 () FAX番号 ()

Eメールアドレス

(本店以外で登録する場合は、下記に記入・押印して下さい。)

3. 委任先 (受任者)

(郵便番号) 〒

(フリガナ)

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

受任者職氏名

電話番号 ()

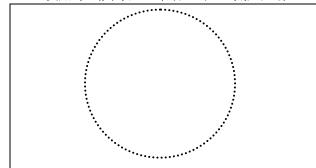
FAX番号 (

Eメールアドレス

(委任事項) 下記のすべての事項について委任します。

- 1. 見積、入札に関する件 2. 契約締結に関する件 3. 契約金・保証金の請求、受領に関する件
- 4. 復代理人の選出・解任に関する件 5. その他契約履行に関する件

4. 使用印(商号又は名称のみの印影不可)



5. 担当者氏名及び連絡先記入欄

所属部課: 担当者氏名: 電話番号:

※業者コード	•

※地	域	区	分

※受	付 番	号	
※ I	S	О	

※欄は記入しないこと。

指定様式1裏(<u>様式1の裏面に印刷すること。</u>) **6.希望業務・許可資格・業務実績高**

希望	業務コード	具 体 的 な 業 務 内	容	許可・資格等の名称	取得年月日	直前第1年度分決算	(実績高)
1	360	広告企画業務			年 月 日		千円

〔経営規模〕			_	_	〔従業員数〕	_	
資 本 金	千円	営業年数	年		総従業員数	人	
当期利益	千円				委任先事業所における従業員数	人	

誓約 書

令和 年 月 日

近江八幡市長 小西 理 様

事業所所在地

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

実印

生年月日

年 月 日

私は、近江八幡市が近江八幡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約などから排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市から下記の事項を確認するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すると共に、近江八幡警察署に役員等を照会することについて承諾します。

記

- 1 自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の 団体又は個人事業者ではありません。